

米国インターネット税禁止法案の動向

1 問題の所在

米国では、連邦法である州税等の課税によるオンラインサービスへの課税及び電子商取引に対する差別的な課税を凍結するインターネット税凍結法（The Internet Tax Freedom Act：以下「凍結法」という。）が3年間の時限立法で1998年10月21日に成立し、3年後の2001年10月21日にこの凍結法の適用期限が切れたが、2001年11月16日に凍結法を2年延長する法案が上院を通過して2003年11月1日まで同法の適用が延長されていた。

この凍結法が2003年11月に期限切れとなり、この凍結を恒久的に継続するための法律案であるインターネット税禁止法案（Internet Tax Nondiscrimination Act：以下「禁止法案」という。）が米国議会の下院は通過したが、上院において審議中である。したがって、現在、凍結法に規定する州税等の課税の凍結が解除された状態になっている。

凍結法成立以来5年が経過しているが、その間におけるインターネット利用者数の増加とインターネットの利用法の拡大には著しいものがある。このような状況の変化に基因して、インターネット等に対する課税（米国州税等の場合は間接税の課税）を行うべきかどうか、禁止法案の動向が注目されている。

2 電子商取引に対する課税に関する国際的動向

電子商取引に対する課税を最初に取り上げて実施の検討を行ったのはEUである。EUは、1996年以降、電子商取引に対する新税として提唱された間接税であるビット・タックス（この税は、1994年にコーデルにより提唱された。）の導入に傾きかけた。

米国政府は、1997年7月に「国際的電子商取引の枠組み」と題する文書を公表して、電子商取引に対する政府の方針を明らかにしている。この政府の基本方針において、政府が電子商取引に対して規制を最小限とする一環として電子商取引に対して新税を課さないことが明記されている。この文書公表の契機となったのは、電子商取引に対する新税として提唱されたビット・タックスの導入に熱心になったEUへの巻き返しである。また、米国財務省は、1996年11月に電子商取引に関する国際税務の適用を検討した報告書（居住地国課税を強調している。）を公表している。

その後、EUは、1997年7月にボン宣言において電子商取引に係る新税を導入しないということを宣言した。そして、1997年12月に米国とEUはサミットを行い電子商取引に対する新税導入を見送ることで合意している。

そして、1998年10月にオタワにおいて開催さ

Topics of International Taxation

れた OECD 閣僚会議において、電子商取引の課税に関する国際的な枠組みが示され、電子商取引に対して新税導入は行わないという国際的な合意が形成され、現在に至っているのである。

以上のように、電子商取引に対して新税を導入する動きは現在のところなく、電子商取引に関する課税については、OECDの作業グループによる検討結果を踏まえて、電子商取引に対する租税条約の適用（恒久的施設の判定等の問題）、電子商取引に対する VAT 課税の検討等、個別の領域における検討が行われている。

3 インターネットの利用状況

米国における調査（2002年12月）による世界のインターネット人口は約6億6,500万人で、最も多いのが米国の1億6,070万人、日本は第2位で6,480万人である。世界における利用者の対前年増加率は22%である（<http://www.atmarket.co.jp/fitbiz/updates/keyword/internetjinkou.html>）。同様の資料では、日本のインターネット人口は平成15年2月現在で5,645万3,000人、インターネットの世帯浸透率（1世帯1人以上インターネットの利用者がいる割合）は73%である（財団法人インターネット協会監修「インターネット白書2003」）。

したがって、インターネットの利用者が凍結法成立時である1998年と現在では量的に異なること、また、オンラインサービスの範囲（ネット電話等に係るサービス等についてその利用範囲が拡大している。）が同様に拡大していること等を背景として考慮する必要があり、凍結法創設時に同法の支持者が力説したインターネットの発展を阻害する事態はほとんどなくなり、

インターネットの普及は、成熟期に入っているといえる。このような状況を踏まえると、インターネット等に対して課税が仮に行われたとしても、インターネットの利用を阻害するとはいえない状況に至っているといえよう。

4 米国インターネット税禁止法案の動向

この禁止法案の特徴は、凍結法に規定されたインターネット等に対する州等による課税の凍結を恒久化するというものである。また、それ以外の同法案の特徴は、禁止法が、凍結法に規定のあるインターネット・アクセスの定義を拡大してネット電話等に係るサービス等についても課税禁止の対象とするものであり、凍結法ではこの種のサービスについて課税できたことと大きな相違が生じている。

インターネット・電子商取引に関しては、ビット・タックス以降、水面下の問題として課税問題がある。国際的な電子商取引について直接税課税が難しいことから、間接税の課税が焦点となる。この間接税の課税という意味では、米国州税等の課税は一つの先事例である。しかし、間接税の課税は、既存の税目（わが国の場合は消費税）との調整を図らないと、重複した課税になる。電子商取引等への課税は税収として財政当局からみると魅力的であり、その試験的な実例が米国において生じることになることから、今後の動向に注目したい。

中央大学商学部教授

矢内 一好